

中国国際経済貿易仲裁委員会及びその旧分会等の
仲裁機構が下した仲裁判断に関わる司法審査事件
について上海市高級人民法院等が
指示要請した問題に関する回答（最高人民法院）

（曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所）、2015年9月28日版）
全文和訳

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中国国際経済貿易仲裁委員会及びその旧分会等の仲裁機構が下した仲裁判断に関わる司法審査事件について上海市高級人民法院等が指示要請した問題に関する最高人民法院の回答（2015年6月23日最高人民法院裁判委員会第1655回会議において採択）

法積〔2015〕15号

中華人民共和国最高人民法院公告

「中国国際経済貿易仲裁委員会及びその旧分会等の仲裁機構が下した仲裁判断に関わる司法審査事件について上海市高級人民法院等が指示要請した問題に関する最高人民法院の回答」は、2015年6月23日に最高人民法院裁判委員会第1655回会議において採択されているところ、ここに公布し、2015年7月17日から施行する。

最高人民法院
2015年7月15日

上海市高級人民法院、江蘇省高級人民法院及び広東省高級人民法院 御中

中国国際経済貿易仲裁委員会（以下「中国貿仲」という。）が2012年5月1日に改正後の仲裁規則を施行したこと、並びに旧中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会（現在既に華南国際経済貿易仲裁委員会に名称を変更し、同時に深圳国際仲裁院という名称も使用している。以下「華南貿仲」という。）及び旧中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会（現在既に上海国際経済貿易仲裁委員会に名称を変更し、同時に上海国際仲裁センターという名称も使用している。以下「上海貿仲」という。）が名称を変更し、かつ、新しい仲裁規則を施行したことにより、関連仲裁合意の効力及び上記各仲裁機構による仲裁事件受理権限、仲裁の管轄、仲裁の執行等の問題について一部の当事者に紛争が生じ、人民法院に対して仲裁合意の効力確認請求、及び関連仲裁判断の取消し又は不執行の申立てがなされ、数多くの仲裁司法審査事件を引き起こしている。上海市高級人民法院、江蘇省高級人民法院及び広東省高級人民法院は、関係する問題について当院に指示を要請している。

仲裁当事者の適法な権益を法により保護し、当事者自治を十分に尊重するため、中国貿仲と華南貿仲及び上海貿仲との過去の関係を考慮して、仲裁事業の健全な発展を支持及び維持し、多元的な紛争解決の仕組みの構築を促進するという観点から、検討の結果、関係する問題について次のとおり回答する。

中国国際経済貿易仲裁委員会及びその旧分会等の
仲裁機構が下した仲裁判断に関わる司法審査事件
について上海市高級人民法院等が
指示要請した問題に関する回答（最高人民法院）

（曾我法律事務所（現シティューワ法律事務所），2015年9月28日版）
全文和訳

一、華南貿仲が華南国際経済貿易仲裁委員会に名称変更し、上海貿仲が上海国際経済貿易仲裁委員会に名称変更する前に当事者が仲裁合意を締結し、紛争について「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」又は「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」に仲裁を付託する旨を約定していた場合には、華南貿仲又は上海貿仲が事件に対して管轄権を享有する。当事者が華南貿仲又は上海貿仲に仲裁の権限がないことを理由に人民法院に対して仲裁合意の無効確認を請求し、又は仲裁判断の取消し若しくは不執行を申し立てた場合には、人民法院は、これを支持しない。

華南貿仲が華南国際経済貿易仲裁委員会に名称変更し、上海貿仲が上海国際経済貿易仲裁委員会に名称変更した後（名称変更日を含む。）で、かつ、本回答の施行前に当事者が仲裁合意を締結し、紛争について「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」又は「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」に仲裁を付託する旨を約定していた場合には、中国貿仲が事件に対して管轄権を享有する。但し、申立人が華南貿仲又は上海貿仲に仲裁を申し立て、被申立人が華南貿仲又は上海貿仲の管轄権に対して異議を申し入れていない場合において、当事者が仲裁判断の下された後に、華南貿仲又は上海貿仲に仲裁の権限がないことを理由に仲裁判断の取消し又は不執行を申し立てたときは、人民法院は、これを支持しない。

当事者が本回答の施行後（施行開始日を含む。）に仲裁合意を締結し、紛争について「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」又は「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」に仲裁を付託する旨を約定していた場合には、中国貿仲が事件に対して管轄権を享有する。

二、仲裁事件の申立人が仲裁機構に仲裁を申し立てると同時に事件の管轄権について決定を下すよう仲裁機構に請求した場合において、仲裁合意が有効であること及び自身が事件に対して管轄権を享有することを確認する旨の決定を仲裁機構が下した後に、被申立人が仲裁廷の初回開廷前に仲裁合意の効力確認を申し立てる訴えを人民法院に提起したときは、人民法院は、これを受理し、かつ、裁定を下さなければならない。「仲裁合意の効力確認に係る複数の問題に関する最高人民法院の回答」（法积〔1998〕27号）第3条又は『中華人民共和国仲裁法』の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈」（法积〔2006〕7号）第13条第2項の規定に基づき、人民法院は被申立人の訴え提起を受理すべきでないとして申立人又は仲裁機構が主張した場合には、人民法院は、これを支持しない。

三、本回答の施行前に中国貿仲又は華南貿仲若しくは上海貿仲が既に受理していたが、本回答第1条の規定に基づくとそれらによって受理されるべきではない事件について、仲裁判断が下された後に、仲裁機構に仲裁の権限がないことを理由に仲裁判断の取消し若しくは不執行を当事者が申し立てた場合には、人民法院は、これを支持しない。

四、本回答の施行前に、中国貿仲又は華南貿仲若しくは上海貿仲が同一の仲裁事件を受理し

中国国際経済貿易仲裁委員会及びその旧分会等の
仲裁機構が下した仲裁判断に関わる司法審査事件
について上海市高級人民法院等が
指示要請した問題に関する回答（最高人民法院）

（曾我法律事務所（現シティューワ法律事務所），2015年9月28日版）
全文和訳

ている場合において、当事者が仲裁廷の初回開廷前に仲裁合意の効力確認を人民法院に申し立てたときは、人民法院は、本回答第1条の規定に基づいて審理を行い、かつ、裁定を下さなければならない。

本回答の施行前に、中国貿仲又は華南貿仲若しくは上海貿仲が同一の仲裁事件を受理している場合において、当事者が仲裁廷の初回開廷前に仲裁合意の効力確認を人民法院に申し立てていないときは、先に受理した仲裁機構が事件に対して管轄権を享有する。

以上、回答する。

（法令原文名称：关于对上海市高级人民法院等就涉及中国国际经济贸易仲裁委员会及其原分会等仲裁机构所作仲裁裁决司法审查案件请示问题的批复）